

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社と称し、英文では、
H y A S & C o . I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建築・建設技術の開発
- (2) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権の取得、保有、運用業務
- (3) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権の管理業務受託
- (4) 住宅、事務所、店舗、介護施設・病院、宿泊施設等各種施設の企画、設計、施工、監理、運営並びにそれらに関するコンサルタント業務
- (5) 不動産売買業務及び不動産賃貸業務
- (6) 建設資材の開発及び販売
- (7) 機械及び機械装置の製造、調達、販売及び賃貸
- (8) 介護医療機器の開発及び販売
- (9) 会員組織による工務店（建築店・販売店）・不動産会社の経営並びに代理店、加盟店の募集及び指導育成
- (10) 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
- (11) 宅地建物取引業及び不動産鑑定業
- (12) 不動産投資顧問業
- (13) 証券投資顧問業
- (14) 建築工事業
- (15) 資産活用に関するコンサルタント業務
- (16) ソフトウェアの開発及び販売
- (17) インターネットを利用する情報システム及び通信ネットワークの企画・設計・運用に関する受託
- (18) 税理士、ファイナンシャルプランナー等専門家への情報提供サービス
- (19) 住宅履歴情報サービスの提供
- (20) 貸金業
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 不動産特定共同事業
- (23) 土地開発に関する事業
- (24) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び旅館業
- (25) 第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
- (26) ベンチャー事業に対する経営助言ならびに経営参加
- (27) 投資事業
- (28) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、66,960,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、自己

の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があった

ものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の委任)

第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会で別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において、再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

附則

(第 18 期事業年度)

第 42 条 第 38 条の規定に関わらず、当会社の第 18 期の事業年度は、2021 年 5 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日までの 5 ヶ月間とする。

(附則の有効期限)

第 43 条 本附則は、第 18 期の事業年度の経過をもって削除する。

改正日 平成 21 年 12 月 13 日
平成 23 年 7 月 29 日
平成 23 年 11 月 21 日
平成 25 年 7 月 29 日
平成 26 年 7 月 28 日
平成 27 年 1 月 8 日
平成 27 年 7 月 30 日
平成 27 年 12 月 1 日
平成 28 年 2 月 1 日
平成 28 年 7 月 29 日
平成 29 年 5 月 1 日
平成 29 年 7 月 28 日
平成 30 年 3 月 1 日
令和 2 年 12 月 23 日
令和 3 年 7 月 29 日